

令和元年10月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第10回）議事録

1. 開催日時 令和元年10月18日（金曜日）午前9時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（17名）

5番 富 樫 公 一	16番 大 場 弥 吉
6番 石 井 勲	17番 佐 藤 喜 勝
8番 佐 藤 崇	18番 岡 部 五 一 郎
9番 畑 山 留美子	20番 佐々木 純 一
10番 佐々木 亨	21番 齋 藤 誠
11番 佐 藤 俊 和	22番 佐々木 知 榮
12番 大 瀧 浪 雄	23番 佐 藤 和 子
13番 佐 藤 秀 孝	24番 佐 藤 系 悦
15番 小 松 幸 夫	

4. 欠席した委員（6名）

2番 熊 谷 正 博
3番 遠 藤 幸 男
4番 眞 坂 平 通
7番 庄 司 和 夫
14番 小 野 眞 一
19番 古 関 幸 子

5. 議事日程第1号 令和元年10月18日 午前9時30分

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第87号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第88号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第89号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第9. 議案第91号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画
(案)の作成の件

第10. 議案第92号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第11. 議案第93号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀、	次 長	柳 田 保、
農地班長	小 松 和 則、	主 査	釜 台 勇 樹、
主 査	鎌 田 美奈子、	主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬、
主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩、	主査(由利庶務班)	加 川 長 太、
主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、	主事(東由利庶務班)	高 橋 直 希、
主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、	主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
10番 佐々木 亨
11番 佐藤 俊和

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年10月2日公示招集されました、令和元年第10回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中17名であります。

2番・熊谷正博委員、3番・遠藤幸男委員、4番・眞坂平通委員、7番・庄司和夫委員、14番・小野眞一委員、19番・古関幸子委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第87号から議案第93号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、10番・佐々木亨委員、11番・佐藤俊和委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第87号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設

定である旨述べ、「ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております」と説明する)

○議長

議案第87号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第87号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第87号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第88号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利・東由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与又は譲受人の要望である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第88号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第88号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第88号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第89号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は2年又は5年又は19年である旨述べ説明し、以下のとおり補足する）

矢島2と矢島9については同一人から農業公社への利用権設定となっておりますが、矢島2については申請人が単独で所有する農地の申請であり、矢島9については申請人のほか1人が共同で所有する農地であることから別の申請とし、過半の持ち分を所有する申請人が単独で申請

したためこのような記載としています。

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願いいたします。

○議長

議案第89号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第89号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第90号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第90号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第90号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第91号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は19年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第91号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第91号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第92号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

10ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立本荘東中学校から北西に約1kmに位置しています。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、住宅建築業を営んでいますが、申請地周辺はスーパーや学校などがあり、住宅の需要が高まっている地域であるため、分譲地として完売が見込めることから適地として選定されました。資金計画については全額自己資金です。これは当座勘定取引照合表で確認しました。他法令の許認可見込みですが、道路法第24条申請、由利本荘市法定外公共用財産の使用申請、及び開発行為に関する事前協議について、許可又は承認予定であることを書面で確認済みです。また、管轄する土地改良区からは異存ない旨の意見を書面で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第92号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

去る10月15日午前9時より、私と板垣利明推進委員、事務局の小松班長、鎌田主査の4人で現地調査を行ってきました。

11ページの配置図をご覧ください。申請地の北側、東側は道路、南側は水路を挟んで宅地、西側は宅地となっています。被害防除計画では、南側側溝側に土留壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は各区画へ合併浄化槽を設置したうえで、雨水は自然流下し、それぞれ南側側溝へ排水されます。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第92号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

1 2 ページをご覧ください。申請地は、日本海東北自動車道大内ジャンクション入り口から南西に約 5 5 0 m に位置しています。また、農振農用地の除外地となっています。

農地区分は、周囲を宅地・山林で囲まれており、一体として利用することが困難な小規模農地であることから、他の農地区分該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在実家に居住していますが、結婚を機に農業後継者として実家の隣接地に農家住宅の建設を計画したものです。申請地は第 2 種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか、申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり、当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額借入資金です。これは融資の事前審査書類で確認しました。

申請地は立地基準上は第 2 種農地と判断されますが、不許可の例外である「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が 3 0 a を超えませんが、第 2 種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をすることになります。

○議長

議案第 9 2 号 2 番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6 番・石井勲委員。

○6 番（石井勲委員）

去る 1 0 月 1 0 日午前 8 時 3 0 分より、私と三浦幸夫推進委員、庶務班の池田主事の 3 人で現地調査を行ってきました。

1 2 ページの位置図をご覧ください。申請地は日本海東北自動車道大内ジャンクション入り口から南西に約 5 5 0 m に位置し、周囲は宅地や山林に囲まれていました。被害防除計画では用地造成は行いません。汚水及び生活雑排水は東側にある公共下水道に接続し処理します。雨水は自然流下により市道排水路に排水します。また、周囲に緩衝地を設け土砂の流出を防ぎます。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第 9 2 号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 9 2 号 1 番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第 9 2 号 2 番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第 9 2 号 1 番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第 9 2 号 1 番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第92号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第92号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第93号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

14ページをご覧ください。申請地は長期にわたり耕作しておらず、雑木が生い茂り原野化した状態です。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

○議長

議案第93号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・石井勲委員。

○6番（石井勲委員）

去る10月10日午前8時30分より、私と三浦幸夫推進委員、庶務班の池田主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が生い茂り、原野化した状態であることを確認しました。また、申請地の奥に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してきました。このため農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第93号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

15ページをご覧ください。申請地は地質や水はけが悪く、また自宅からの距離も遠く不便だったため、10年以上前から耕作しておらず、雑木が生い茂り原野化した状態です。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

○議長

議案第93号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る10月16日午後4時30分より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が生い茂り、原

野化した状態であることを確認しました。また、申請地周辺に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第93号3番から4番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（鳥海）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

16ページをご覧ください。申請地は山間部に位置しており、杉林に周囲を囲まれた農地です。申請者は病気により6年ほど前から申請地の耕作が困難となり、借り手も見つからなかったことから、現在は雑草や雑木、葎等が繁茂し原野化しております。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

なお、鳥海2は故人である申請者の父が登記上の所有者である「相続未登記農地」であるため、別案件として扱っておりますが、鳥海1と隣接する農地で様相・申請事由も同一であることから一括でご審議願います。

○議長

議案第93号3番から4番までの説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番・佐藤崇委員。

○8番（佐藤崇委員）

去る10月9日午前9時より、私と三船勘一委員、庶務班の櫻井主任の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、現地は長期間にわたり耕作されておらず、いずれの農地も雑木やヨシ葎等が繁茂していることを確認してきました。

このため、鳥海1と2は農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第93号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第93号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第93号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時22分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐々木 亨

議事録署名委員 佐 藤 俊 和